日本銀行法の一部を改正する法律案要綱

第一　通貨及び金融の調節の理念における雇用の安定の明記

日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、雇用の安定を図りつつ物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とするものとすること。　（第２条関係）

第二　物価の変動に係る目標及びこれに基づき政府との間で締結する協定

１　政府は、達成すべき物価の変動に係る目標を定め、これを日本銀行に指示するものとすること。　（第４条第２項関係）

２　日本銀行は、１の目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関して定める協定を政府との間で締結するものとすること。　（第４条第３項関係）

３　日本銀行は、２の協定で定めるところにより、１の目標の達成状況及び２の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならないものとすること。　（第４条第４項関係）

４　１の目標に基づき２の協定において定める事項は、政策委員会（以下「委員会」という。）の議決事項とするものとすること。　（第15条第１項第１号関係）

第三　役員の解任

１　内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該役員を解任することができるものとすること。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならないものとすること。

２　第二の１の目標を達成することができなかった場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があったときは、１の適用はないものとすること。　（第25条関係）

第四　国会に対する協定の内容の報告及び物価の変動に係る目標の達成状況等の説明

1　日本銀行は、第二の２の協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならないものとすること。

2　日本銀行は、第二の１の目標の達成状況及び第二の２の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければならないものとすること。

（第54条第１項及び第２項関係）

第五　資産の買入れ等を行うための基金等

1　日本銀行は、当分の間、最近の経済及び金融の情勢等に鑑み、国債、社債、外債その他の資産の買入れ等を行うための基金を設け、かつ、当該基金について、政府との間で当該基金の規模並びに当該基金により買入れ等を行う資産の種類及びその買入れ等の規模に関する協定を締結し、当該協定に従って当該基金の適切な活用を図るものとすること。

2　１の協定において定める事項は、委員会の議決事項とするものとすること。

3　１の基金により買入れ等を行った資産についての財産目録及び貸借対照表に計上する価額は、財務省令で定めるところにより算定した取得原価とすることができるものとすること。

（附則第１条の２関係）

第六　施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行するものとすること。（改正法附則第１項関係）

2　その他所要の規定の整備を行うものとすること。